

養護学校における今後の早期教育相談に期待される課題

これまでの実践から次の段階への視点

大 賀 たえ子

(国立久里浜養護学校)

1. はじめに

障害のある子供に対する早期教育相談の近年の動向は、平成11年3月に、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領にその役割が明記され、以後、平成12年1月の、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」において、各養護学校の早期教育相談を充実させながら、地域におけるリソースとしての相談機能を高めていく必要性のあることが明記された。さらに、最近では障害のある子供の教育相談の対象児が重度化し、加えて超早期からの乳幼児に対する教育相談や、幼稚園・保育園・小学校等に在籍する子供に対する教育相談等、その対象が多様化している現実がある。

このような背景の下に、全国の養護学校においては、地域における相談のセンター的な役割を志向し、それぞれの校内状況を鑑みながら、徐々に取り組みが開始されてきている。

本校の早期教育相談は、平成9年度に教育相談部に位置付けられた“乳幼児に対する早期からの対応”に関する活動に端を発し、以後、平成11年度に新たに設置された「早期教育相談室」を中心として、様々な活動を展開してきた。活動を行うに当たっては、特に、養護学校の持てる専門的な資源を地域に還元するとともに、全国の養護学校の早期教育相談活動に関するリーダー的な役割をも意識しつつ推進してきた。

一般に、教育相談の形態は、障害のある子供を持つ保護者や保育・教育等を担う関係者が、学校まで出かけて教育相談を受ける来談、家庭や幼稚園・保育園・小学校等を担当者が訪問して行う訪問相談、電話を手段として行う電話相談、Eメール等の通信手段によって行うEメール相談等がある。本校の早期教育相談においては、これらすべての相談形態を用いて相談を実施してきている。活動に当たっては、前年度までの経過を踏まえながら、全国的な動向を視野に入れつつ、新しい取り組みを加えた展開を続けている。

本稿では、平成14年度の新しい実践及びこれまでの活動において重点的に実施してきた機関訪問相談の実践を基にしながら、今後の養護学校における早期教育相談の在り方に関する課題を整理することを目的とする。

2. 早期教育相談室の活動概要

平成11年度から平成14年度までの主たる活動内容をTable 1に示す。

Table 1 早期教育相談内容活動一覧

主な活動内容	年度	11	12	13	14
発信	発表等	○			
	刊行物	○			
	ホームページ	○			
校内体制	校内研修会				☆
	放課後支援		○		
教育相談	地域連絡協議会			○	
	早期教育相談会				☆
	生活体験宿泊相談会				☆
	メール相談	○			
	メール相談+来談	○			
	電話相談	○			
	電話相談+来談	○			
	機関訪問相談	○			
	在宅相談	○			
	来談相談	○			
理解啓発	アンケート調査	○			
	相談案内送付	○			
	関係機関訪問	○			
	パンフレット作成	○			

註) ○は、活動開始年、☆は、14年新規の活動、—は継続活動を示す。

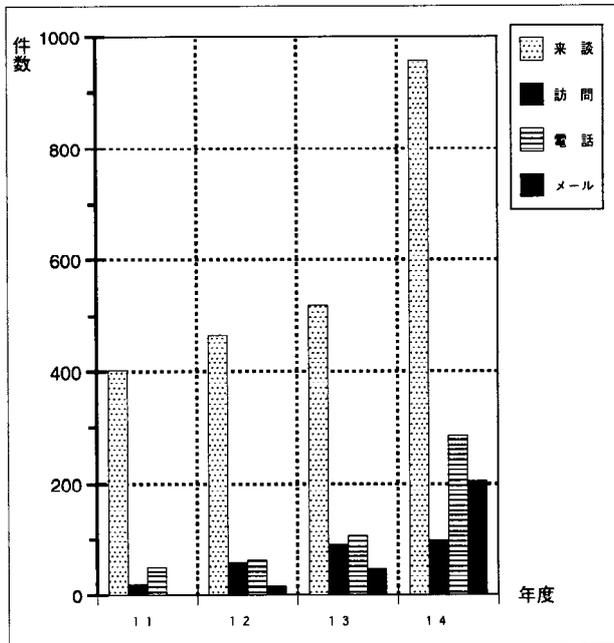
さらに、Table 1の活動のほか、例年、学校主催で幼稚園・保育園・小学校等の教職員及び保護者を対象に実施している<公開講座>、全国の幼稚園部設置校の教員を対象とした<早期からの指導担当者等研究協議会>、都道府県教育委員会が実施している<教育相談活動等への後方支援>、神奈川県が文部科学省より委嘱された事業である<平成13・14年度神奈川県障害のある子どものための教育相談体系化推進事業>の相談支援チーム連絡会議委員等を積極的に協力してきている。

このような活動の中で、平成14年度は、相談形態の工夫をすること、校内体制を含めた相談を充実すること、機関訪問相談の効果的な方法を工夫すること等を重点に取り組みを行ってきた。

3. 相談形態の工夫

1) 相談形態実施の経過

Table 1 に示したように、本校の早期教育相談では、様々な活動を取り上げて実施している。そのうち教育相談の形態の内訳についてまとめて見ると、Fig. 1 のとおりである。



* 数値は、延べ数を示す
* 電話及びメールは、来談・訪問の形態と組み合わせものも含む

Fig. 1 形態別相談件数の推移

ここに示したように、ほとんどの形態の相談数が年度を重ねるたびに増加しており、本校の早期教育相談に対するニーズの高さがうかがわれる。こうしたニーズに適切にこたえる一方で、相談の質を高めるための一つの方法として、＜生活体験宿泊相談会＞を開催した。その実施の概要を以下に述べる。

2) 『生活体験宿泊相談会』の実施

①目的

ア. 早期教育相談を受けている対象児が、日常生活とは異なった場で生活体験する。

イ. 保護者同士が情報交換を行う中で、それぞれの子供の障害に対する理解を深めたり、保護者等の養育力を高めたりする。

この相談会を企画するに当たり、本校の教育相談をこれまでに受けてきた対象児の生活経験をみると、行動特性や障害の重さから、家庭や幼稚園・保育園等以外の場での経験が乏しく、そのことが問題を更に大きくしていることがうかがえた。また、保護者については、子供の障害や

養育上の悩みを、健常児を持つ保護者とは共有しにくく、気軽に話す相手もいないために孤立しがちで、そのことが保護者の悩みを更に深刻化する原因にもなっていることがうかがえた。

このような状況を緩和する一つの対応策として、個別的な形態の教育相談だけでなく、対象児及び保護者双方の問題解決の一助となるように、来談者が一堂に会する形態の教育相談会を計画し、実施した。

②内容

平成14年度は2回実施した。その主な内容は以下のとおりである。

ア. 実施期日

第1回 14年. 6.28～6.29

第2回 14年. 11.1～11.2

イ. 場所

国立久里浜養護学校生活・運動学習センター

ウ. 参加者

第1回 子供8人、保護者9人

第2回 子供7人、保護者8人

エ. 指導者

早期教育相談室担当教諭

オ. 活動内容

食事・排せつ・着脱・入浴・睡眠等の生活習慣の形成に関すること、運動遊び、造形遊び、戸外散歩等

③日程

当日の日程はTable 2 に示すとおりである。

Table 2 日程

6/28・11/1		6/29・11/2	
時間	活動内容	時間	活動内容
16:30	始まりの会	7:00	起床
17:00	運動遊び	7:30	海岸散歩
18:00	夕食	8:00	朝食
19:00	花火・ビデオ	9:00	造形遊び
19:30	入浴	10:00	運動遊び
20:00	就寝	11:00	終わりの会
21:00	懇談		

④実施後の保護者の感想

参加した保護者からは、

- ・始めて家庭以外の場所で生活させることができ、これからの生活に少し見通しがもてた。
- ・落ち着いて食事が取れたり、嫌がらないで入浴ができた。
- ・幼稚園では他児とかかわることができないが、相談に来ている子供とかかわり合うことができた。
- ・子供のことで悩んでいるのは自分だけではないことが分かり、頑張ろうという気持ちが湧いた。
- ・同じような障害の子供を持つ保護者と話せたことに

よって、もっと子供のことを理解しなくてはいけないことを感じた。

- ・年長の子供を持つ保護者から苦労話を聞き、頑張ろうと思った。
- ・このような機会を作ってもらってとてもよかった。今後も続けて実施していただきたい。

等の感想があり、全体的に高い評価が得られた。保護者によっては、宿泊相談会以後、電話やメールを使って保護者相互に情報交換をしたり、直接会って話し合ったりしているとの報告を受けている。

3) 『早期教育相談会』の実施

3 (1) の相談形態実施の経過の項で述べたとおり、本校では前述したような形態によって教育相談活動を進めている。相談の期間は、それぞれの相談者によって違いがあるものの、あらかじめ教育相談の申し込みが受理された相談者は、継続的に相談を受けることができることになっている。しかしながら、これまでの経過においては、相談希望者が増加したため、時期によっては、待機を依頼したり、他機関を紹介せざるを得なかったりする状況も生じるようになった。このような背景を踏まえ、より多くの教育相談希望者のニーズにこたえるための相談の場として、以下のような「早期教育相談会」を設定した。

①概 要

ア. 目的

ことばやからだ等、発達に遅れや障害のある子供の養育・教育に問題を抱える保護者・教師・保育士等に対して、本校の早期教育相談活動における教職員の専門性を提供し、もって、相談者の問題解決の支援の一助とする。

イ. 日 時

平成14年7月30日(火) 9:00~15:00

ウ. 場 所

国立久里浜養護学校

エ. 対 象

近隣地域で、ことばやからだ等、発達に遅れや障害のある子供の養育や教育に問題を抱える保護者、又は教育・保育等の関係者

オ. 相談担当者

早期教育相談室担当教諭及び本校教職員

カ. 相談会の案内

相談会の案内を、近隣地域(横須賀市・三浦市・逗子市・鎌倉市・葉山町)の主要機関(各市の子育て支援課、教育委員会、児童相談所、保健福祉センター、障害者福祉センター、保育園協会、幼稚園協会、特殊学級設置校等の124機関)に郵送するとともに、各行政機関の広報誌に掲載した。また、近隣地域の行政センター、郵便局、銀行等の公共機

関にポスターを掲示した。

②相談者の内訳

当日の相談者の内訳は、Table 3のとおりである。

Table 3 早期教育相談会相談者の内訳

対 象	保護者	保育士	教 師	合 計
人 数	31	2	1	34

③相談者の主訴

②で示した相談者(保護者、保育士及び教師)の主訴は、Table 4及びTable 5のとおりである。

Table 4 保護者の主訴の内訳

主 訴	言葉の遅れ	行動調整	指示理解
件 数	22	14	20
主 訴	身体の発達	家庭の対応	統合保育
件 数	3	18	6

*数値は1名の保護者による複数の主訴の合計

Table 5 保育士及び教師の主訴の内訳

主 訴	障害児の指導内容や方法	職員間の共通理解
件 数	3	3
主 訴	保護者の対応	関係機関との連携
件 数	3	2

*数値は1名の相談者による複数の主訴の合計

④日 程

当日の日程は、Table 6に示すとおりである。

Table 6 日 程

内 容	時 間	割り振り
受 付	8:40 ~ 14:00	
相談時間	9:00 ~ 10:00	相談 1~5
	9:30 ~ 10:30	相談 6~8
	10:00 ~ 11:00	相談 9
	10:30 ~ 11:30	相談10~12
	11:00 ~ 12:00	相談13~17
昼 食	12:00 ~ 13:00	
相談時間	13:00 ~ 14:00	相談18~24
	13:30 ~ 14:30	相談25
	14:00 ~ 15:00	相談26
	14:30 ~ 15:30	相談27~32
後片づけ	16:00 ~ 16:30	

相談日以外の日(相談33~34)

⑤役割分担

当日は、教諭は相談者への相談、寄宿舎指導員及び看護師は子供の対応とし、本校のすべての教職員が何らかの形でその役割を担った。

⑥オリエンテーション

早期教育相談会を実施するに当たって、当日の流れや業務の確認のほか、相談を進める上での配慮事項等について

全職員で共通理解を図った。

⑦相談者の感想

相談を受けた人の感想には、一部であるが、以下のような内容があった。

(保護者)

- ・広報誌で相談会の案内を知った。地域にも広く呼びかけてもらい、とてもよかった。
- ・養護学校を知る良い機会になった。
- ・相談ではとてもよく話を聞いてもらい、生活の中で、実行してみようと思う。
- ・時間が短かった。
- ・教育や保育について相談できる場が少ないので、これからもこのような相談会を続けて欲しい。

(保育士・教師)

- ・障害のある子供の指導を現場で精一杯行っているが、これで良いのか不安が多い。障害児教育の専門家の話を聞くことによって、確信が持てたり、今後の方針を的確なものにしたりすることができる。現場で悩む教員が多いので、今後もこのような機会の設定や、現場に入っのアドバイスが欲しい。
- ・保護者への対応に苦悩することが多いが、専門的な立場の第三者からアドバイスを受けることは、保護者と教師の信頼関係を作るのに欠かせない。今後も、いろいろな形でのサポートを望む。

なお、この相談会に参加した相談者の内、10名が継続相談を希望し、以後相談を継続した。

4. 校内体制による相談の充実

1) 放課後支援

本校では、早期教育相談活動の主たる業務については、早期教育相談室専任の教諭が行っているが、早期教育相談活動は、本校における教育活動の一環として位置付けている。その展開の一つとして、平成13年度には、教職員全体が様々な形で教育相談を担い、活動を推進するための校内体制が敷かれた。相談の進め方は、昨年度は、早期教育相談室教諭と共に教諭が相談に当たる方法を取っていたが、今年度は、学部教諭のみで相談に当たる体制も組み入れて実施している。

①支援体制

体制は、Table 7 のような枠組みで実施している。

Table 7 支援体制の枠組み (14年度)

	火	水	木
幼稚部	親子教室 13:00~14:00	14:00~15:00 *	親子教室 13:00~14:00
小学部 低学年		13:30~14:30 *	
小学部 高学年		クラブ・授業 13:30~14:45	
寄宿舎 指導員		11:00~12:00	
保健 スタッフ		11:00~12:00	
栄養士	10:00~11:00		

*は、学部教諭が単独で保護者の相談や子供の対応に当たる。他の枠は、早期教育相談室教諭と合同で相談に当たる。

②放課後支援の対象になった相談者数

放課後支援による相談者数は、Table 8 に示すとおりである。

Table 8 放課後支援枠相談者数

相談者数	13年	14年
幼稚部	2	1
小学部	1	2
寄宿舎指導員	1	1
保健スタッフ	0	1
栄養士	1	0

保護者の相談可能な時間帯と放課後支援体制で受け入れている時間帯がかみ合わなかったり、所属機関における問題度が高いケースが多い(問題度が高い場合は、所属機関への訪問指導が必要となるため、早期教育相談室の対応としている。)ことから、Table 8 に示されるように、各セクションが担当するケースはまだ少ない現状にある。

③放課後支援による早期教育相談を受けた保護者の感想

参加した保護者からは、

ア. 睡眠や食事のことにに関して、障害のある子供を知っている先生からアドバイスを受け、とても参考になった。

イ. 子供との遊びを無理のない形で教えてもらい、家庭でも親子の遊びをするようになり、生活の内容が広がってきた。

ウ. とても丁寧に話を聞いていただいて良かった。

エ. 養護学校の先生が、障害のある子供に一生懸命に指導されている様子を見て、養護学校の良さが分かった。等の感想があった。

2) 早期教育相談校内研修会

本校における早期教育相談の全校的な取り組みとして、(1) に示したように、放課後支援体制を敷いているが、充実した取り組みを進めるために、平成14年度は以下の校内

研修会を実施した。

① 目的

本校の早期教育相談を推進するに当たり、早期教育相談に関する諸問題を把握し、もって、本校教職員の教育相談に関する資質の向上を図る。

② 日時

平成14年7月19日（金）15:30～17:00

③ 場所

国立久里浜養護学校生活・運動学習センタープレイルーム

④ 講師

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

理事長 細村迪夫先生

⑤ 演題

「早期からの教育相談について」

5. 機関訪問相談の目指すところ

1) 機関訪問相談活動の経緯

教育相談の形態は、障害のある子供を持つ保護者等が、学校まで出かけて教育相談を受ける来校した形で実施する場が多い。本校でも、この形態による教育相談において、子供に対する指導は、個別に、あるいは、2名位の小グループの形態で実施している。その一方で、早期教育相談室の開設当初より、訪問による形態を重視した教育相談を実施してきた。具体的には、障害が重度である子供に対しては、それぞれの家庭に出向いて指導や相談を行ったり、障害児が所属する幼稚園・保育園等に対しては、教育的ニーズに即して機関訪問相談を行ったりしてきた。とりわけ、後者の幼稚園・保育園等を対象とした機関訪問相談に関しては、平成11年度に、神奈川県湘南エリアにおける保育園・幼稚園（297箇所）に対してアンケート調査を実施した。その結果の中で、96%の機関が本早期教育相談室からの具体的なサポートを希望していたことに基づき、機関訪問相談の在り方に関する課題を早期教育相談室の重点的な取り組みとし、継続した実践を行ってきた。資料2に機関訪問相談活動の経年的推移を示す。

2) 検討課題

このような実践を行ってきた中で、今後検討すべき課題としては、

- ① 対象機関の体制に即した訪問相談の対応はどのようにあればよいか。
- ② 機関における各課題の解決をどのようにしていけば教師や保育者が自ら実践していけるようになるか。
- ③ 多面的・多角的な相談内容に対する対応方法はどのように整理すればよいか。

④ 対象機関の機能が充実するには、どのような対応方法があるか。

⑤ 教育相談担当者に求められる資質の向上に向けて、なすべきことは何か。

⑥ 機関訪問相談を実施するための校内体制の整備はどうか。

等のこと明らかにした。

また、これらの経過を踏まえ、課題の焦点化に向けて機関の職員に聞き取り調査を実施した。その結果、

① 障害児の保育上の指導内容や方法に困難を持っている。特に、健常児の中にいる自閉症や多動の子供の対応が極めて難しい。したがって、障害児教育の専門家による訪問相談を受け、現実場面で教育的な指導内容や方法に対するサポートを要望する。

② 保護者の対応に苦慮していることから、専門家からのアドバイスを受けてみたい。

③ 障害児を取り巻く関係機関との連携がスムーズに進まない。

等の点が集約された。

また、関係機関に属する対象児の保護者へのアンケートによる調査結果からは、

① 養育上の悩みが大きい。

② 障害のある子供又はグレーゾーンにある子供の養育や教育について、適切なアドバイスを受けられる専門機関が極めて少ない。

③ 相談室でのアドバイスも受けながら、所属機関に通いたい。

④ 所属機関での子供の専門的な指導や対応に悩む。専門家から所属機関への指導を望む。

早期教育相談室では、これらの集約された結果を研究の視点でとらえなおし、関係機関の職員が必要としている障害児及び保護者への対応、保護者が必要としている子供及び所属機関への対応等を総括的にとらえ、各機関における教育力や保育力の向上を図ることを目的とした研究活動を進めてきた。平成14年度には、包括的な教育的支援プログラムの開発を行い、平成15年2月21日の「国立久里浜養護学校重度・重複障害児教育実践研究協議会」において、その成果を報告した。

3) 教育的支援プログラムの概要

① 方法

ア. 対象：P 幼稚園

イ. 実施期間及び訪問相談場面

平成14年9月～平成15年1月。

早期教育相談室担当の教諭が幼稚園を定期的に訪問して実施した。アセスメントは平成14年9月～10月に2

回、相談は期間内に合計11回実施した。事後の評価は平成15年1月に2回実施し、状況に応じてEメール、電話、FAXによって情報交換を行った。

ウ、P幼稚園における問題の明確化及び訪問相談場面

P幼稚園における問題を明確にし、相談を進める場合の手続きは、Fig. 2の流れで進めた。

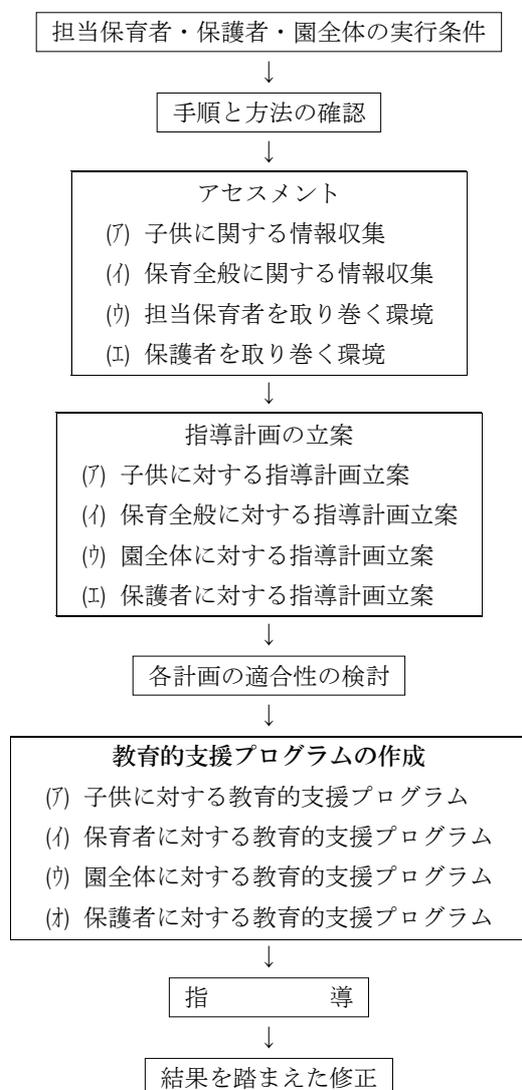


Fig. 2 問題の明確化及び相談手続き

これらの手続きにおいて、対象とした幼稚園が現在の保育体制において、教育的支援プログラムが遂行できるかどうかを把握するため、「日本語版幼児期の環境測定尺度」(無藤・園田, 1999)を基にアセスメントを実施した。また、対象児(5歳、女兒、自閉症。離席・飛び出し、体で抵抗等の不適切行動が多く、集団での保育活動に参加できない)に関するアセスメントに関しては、現在の状態や行動、環境の状況、環境との関係について、担当保育者、非常勤保育者及び母親からの聞き取りや保育日誌からの情報収集及び対象児の行動を基に、不適切行動の機能的アセスメント

(O'Neill, 1977)を参考にして行った。

エ. 指導等の計画立案

4種の対象に関するアセスメントの結果に基づいて、それぞれの指導計画を立案した。

オ. 適合性の検討

4種の対象に関する指導計画について、対象児の活動の遂行、担任保育者・非常勤保育者及び園全体の実行できる条件、保育目標、保育活動、他児や他の保育者との適合性、保護者が実行できる条件や養育環境との適合性を検討し、それぞれが確実に実行できる配慮及び指導の内容を明確にし、以下の4種の教育的支援プログラムを作成した。

カ. 教育的支援プログラム

(ア) 対象児への教育的支援プログラム

適切な行動が生じしやすい状況への対応、対象児の目標行動及び結果を生じるための指導に関連した目標を、対象児がすぐにできる活動の確立、活動の拡充及びクラスでの活動の3段階に分けて設定し、プログラムを作成した。

(イ) 担任保育者への教育的支援プログラム

(ウ) 園全体への教育的支援プログラム

(エ) 保護者への教育的支援プログラム

キ. 結果の評価方法

(ア) 対象児の変容

幼稚園において、担任保育者を中心に週2回の観察日を設定し、行動に対する観察項目を基に変容を分析した。

(イ) 担任保育者、園全体、保護者の変容

それぞれのプログラムに対する評価項目を基にアンケート調査を実施し、評価を行った。

ク. 結果

(ア) 対象児の活動参加状況

指導開始前は不適切行動の生起率が70%程度であったが、指導開始後激減し、指導終了後においては、5%程度の生起率で維持されるようになった。併せて、いくつかの活動場面における自発的な参加が可能となり、指導終了後においてもその状態が継続された。

(イ) 不適切行動と代替コミュニケーション行動

対象児の離席や保育室を出る等の不適切行動に対するコミュニケーション行動は、指導の開始とともに自発的な「そと、いくー(外に行く)」、「ぶらんこ(ぶらんこに行く)」等の言語表現の発現が継続して観察され、指導終了後も維持された。

(ウ) 担任保育者・園全体・保護者に対するアンケート結果

いずれの対象者へのアンケート結果からも、教育的支援プログラムの内容について、手続き、対象児の目標行動

の設定、記録、早期教育相談室担当の教諭との打ち合わせ、助言、実際の援助等が、対象児の変容、保育者や園全体、あるいは保護者自身の変容につながったことが評価された。

6. まとめ及び今後の早期教育相談活動に期待される課題

1) 早期教育相談の形態について

来談、在宅訪問、機関訪問等、いくつかの形態による教育相談と平行して、平成14年度には、新たに二つの形態による教育相談を実施した。生活体験宿泊相談会は、来談等、なんらかの形で継続的に相談を受けている相談者が対象であった。また、早期教育相談会は、障害のある子供に関して悩みを持つ、より多くの相談者に対して、広く門戸を開き、相談の場を提供するものであった。

生活体験宿泊相談会については、参加した保護者からの感想にもあったとおり、参加者は一様に趣旨に賛同し、実際の場をとおして得られたものも多かった。その一つは、子供に対する見方やとらえ方の変化であった。対象児は、幼稚園、保育園、あるいは小学校等で、健常児の中で保育や教育を受けており、保護者にとっては、健常児の中での「発達の比較」という観点で、我が子を見ようとする傾向が強くなり、健常児に近づけようとする気持ちが働く場合が多い。その結果、母親の「あせりや不安」が生じ、子育ての悩みが増大する傾向が見られる。その一方で、健常児の母親とは、我が子に関する悩みを共有することは難しく、「孤立感」を持たざるをえなくなっている現実がある。今回のような場をとおして、保護者は、互いの子供の様子を知り、また、保護者同士の語り合いの中で、似通った悩みを共有することが可能であった。障害のある子供を抱える他の保護者に出会う機会が少ない保護者にとっては、互いに気持ちを共有し、「孤立感」を軽減できたことは、大きな意味があったと考えられる。また、他の子供の姿を現実に直視することによって、我が子をとらえ直したり、他の保護者と語る中で、「頑張ってるよ」とする気持ちが生じる様子も見られた。このことは、来談による相談形態の個別的な対応の質を高めるものとして、「生活体験宿泊相談会」が極めて効果的な形態であったことを裏付けている。相談者同士の触れ合いが、相談内容の質や問題解決に及ぼす影響は、保護者の成長を促し、結果的に子供の成長にも大きな効果をもたらすと言える。この際、専門家はサポートの必要な部分を見極めながら、助言していくことによって、保護者が自ら歩むべき道筋が方向づけられてくると思われる。平成14年度の宿泊相談会は、保護者同士が語り合える時間を多く確保し、なおかつ、早期教育相談室担当の

教諭が対象児のいろいろな側面を把握する目的も果たすために宿泊を伴う形をとったが、今後の工夫によっては、他の形で同様の目的を果たせるように工夫することも必要であると考えられる。

次に、早期教育相談会においては、その感想からもうかがえるように、相談者からの高い評価を得ることができた。継続的な相談者のみではなく、多数の希望者に対する相談の受け皿を準備したことによって、少なからず問題解決の糸口を提供できたのではないと思われる。教育相談は、専門家が問題の解決方法を直接的に提供していく場合もあるが、相談者自身が、周囲の資源を活用しながら、問題の解決策をみい出していく内容も多い。その意味においては、問題に対する適切な助言をとおし、時間をおいて相談者が自ら考え、問題をとらえ直しながら、どのように解決策をみい出していかを促すための適切な形態であったと思われる。また、物理的にも、相談者が時間を工面し、煩雑な生活の中で、障害のある子供を連れて何度も相談機関に足を運ばなければならない状況を緩和することも可能にすると思われる。

しかしながら、相談者の対象となる子供の問題の内容は多岐にわたっており、また、保育者や教師の相談にも多様な内容が含まれていることからすると、その対応は、様々な主訴に適切に対処できるよう、早期教育相談室担当教諭はもとより、全校職員が更に周到な準備をしていく必要があると考える。

2) 校内体制について

本校の早期教育相談に関する活動は、校内操作による2名の専任者を中心とし、学校に属する様々な職種の専門性を有効に活用する「全校職員による放課後支援」の体制をとっている。その実際は、3の(1)で述べたとおりである。これまでに放課後支援の枠で教育相談を受けた相談者数はTable 8に示したようにまだ少ないが、感想にみられるように、放課後支援による校内体制が敷かれた意味はあったと考えることができよう。また、校内研修会で、職員の共通理解を図るようになり、早期教育相談会において、全校職員による相談活動の場を設定してきたことによって、校内職員の早期教育相談活動に対する意識は徐々に向上してきていると考えられる。この体制をできる限り活用し、より多くの職員が早期教育相談の場を持つ機会を設定することを重視した場合、学部等の職員が、当該セクションの職務を遂行するための時間を確保して早期教育相談を行うためには、どのような時間設定や相談の形態が可能であろうか。早期教育相談室の業務の整理や職員数等も含め、今後更に検討していく必要がある。

3) 機関訪問相談について

障害児が在籍する幼稚園、保育園等の機関訪問相談については、1975年ころより、自治体の相談機関による体制の中で、心理士等の専門家が介入したことからスタートし、その後、大学等の研究室が研究の目的も加味しながら介入するようになった。現在も、障害児を受け入れている機関では、同様な介入が行われている傾向がある。そのような中で、近年は養護学校の教員も機関訪問相談を行うようになり、盲・聾・養護学校学習指導要領に早期教育相談が位置付けられた平成11年3月以降、徐々に実施校が増加してきている。今後、更にその数は増えることが見込まれるが、これまでに、本校の早期教育相談室が機関訪問相談活動を実施してきた中でまとめられることは、以下のとおりである。

①保育・教育の現場に介入する早期教育相談の基本姿勢

対象となる子供の問題を把握し、理解していくには、教師や保育者自らが子供や保護者の問題に対して改善の責任を持っている存在であることを意識していけるように、機関訪問相談を行う養護学校の教員が、各機関の教師や保育者とともに、それぞれがこれまでに蓄積してきている現場の知恵や直感をいかに引き出していくかが重要である。併せて、早期教育相談室職員には、専門的で明確な情報提供が常に求められ、即座的確かな応答が望まれていることも銘記しておかなければならない。その際、個々の子供の成長を促す目的が大きいことから、保育や教育の場面で観察を十分に積み、当該機関の関係者と共に学ぶ努力を欠かしてはならないであろう。

幼稚園、保育園ともに、基本的には幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づいて保育が行われている。また、学校においては、学習指導要領に則り、多くは現実の場面を規定し、支えているため、現場を理解するためには、その指針・要領等を理解し、精通していることが保育や教育を支援する重要な要素となる。

さらに、機関訪問相談は、早期教育相談室が機関に対して、コンサルテーションを行っていく一つの場でもあるが、その際、保育や教育の専門家に対して、一方的ではなく、できる限り対等の立場で話し合っていくことになり、特にカンファレンスにおいては、共に語りながら助言できるような支援が必要である。対等な関係を作り出すには、早期教育相談室の専門性が低すぎないよう、また権威的にならないような準備や調整が欠かせないものである。このほか、子供―保育・教育者―保護者間の信頼関係を作ることも教育的な支援のねらいの一つである。そのためには、専門性の高さや現場に対する親身な対応等とおして、機関の関係者との信頼関係を成立させることが重要であり、また、問題に応じて、保護者や外部機関との連携に関する役割を

担う必要性が生じる場合があることも念頭に置いておかなければならない。

また、以上の事柄を背景に実施した教育的支援は、その有効性について、機関関係者、保護者などから、子供の問題解決度を含めた評価を実施し、フィードバックを図りながら進めることを欠かしてはならないであろう。

②包括的な教育的支援プログラムの作成と実施について

近年、大学の機関等でなされている障害児保育の研究においては、障害児の変容に向けた内容が多数あるが、今年度早期教育相談室で実施したような、機関の保育者や教育者等への対応、障害児及び保護者への対応、所属機関への対応等、障害児を取り巻く様々な教育的な問題を包括的にとらえた内容は未だ明らかにされていない。

しかし、今回の研究結果では、それぞれの対象に対する教育的支援プログラムを実施したことによって、それぞれの対象者に変容もたらされた。すなわち、機関における障害児に関する教育上の問題をとらえ、現在の保育体制に適合した専門機関からの支援の仕方、対象児については機能的アセスメントに基づく介入手続きと特定化、保育体制を考慮した担任保育者の実行条件による全体的な手順と方法、主任を中心とした幼稚園全体に対するアセスメントから得られた対応、保護者に関するアセスメントから得られた内容に対する幼稚園と早期教育相談室からの対応を整理した上で、それぞれに向けた計画に基づき、教育的支援プログラムを作成した。さらに、このプログラムについて、対象児のスキル、担任保育者の実行条件、保育活動、他児や他の保育者との適合性を検討した。それによって、対象児と担任保育者が確実に実行できること、どの活動場面において、何を目標とし、どのような段階を踏み、どのような介入手続きを用いるかを決定した。さらに、その結果に基づいて、保育者の対応について検討が加えられ、教育的支援プログラムを実行した。その結果、対象児の様々な活動への参加が促進され、不適切な行動は大幅に低減した。

指導終了時点で、担任保育者からは教育的支援プログラムの具体性と効果について評価がなされ、主任保育者からはトータルの支援の効果性が、また、保護者からは、早期教育相談室からのアドバイスに基づいた家庭での子供の変化、及び幼稚園との連絡の効果について評価がなされた。しかし、対象児に対して期待した変容が見られなかった行動や、保育者や保護者の取り組みが部分的に停滞した内容もあった。この結果は、教育的な立場の専門家から支援を行っていく場合に、対象児、保育者、保護者が確実に実行できる条件を明確にできるようなアセスメント、目標行動及び介入の手続きの特定化を更に詳細に検討する必要があることを示している。

これらを踏まえ、今回開発した教育的支援プログラムは、

P幼稚園に関して有効に実施され、その計画は妥当であったことを示していると言える。今後においては、期待した変容が見られなかった内容に関して、継続的な支援が必要であること、対象児、保育者、園全体、保護者の本教育的支援プログラムによる指導の維持を図る必要があること、また、P幼稚園以外の他の機関においても、当該機関の問題点を踏まえ、アセスメントに基づいた教育的支援プログラムを実行し、本プログラムの有効性を検証することが課題であろう。

③教育的支援の内容と支援計画

これまでに実施してきた機関訪問相談の内容は、子供やクラス集団に対するもの、保育者や教師に対するもの、保護者に対するもの及び周辺を取り巻く関係機関との連携に関するものであった。Fig. 4にその構造を示す。

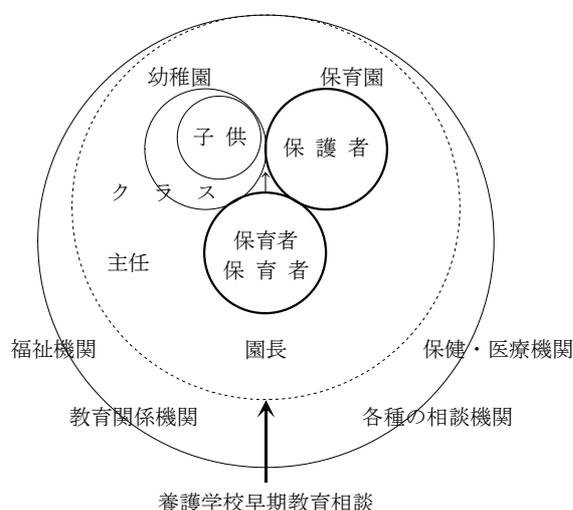


Fig. 4 教育的支援の構造

機関に対する教育的支援は、(3) のアで述べたように、保育者又は教師等が本来の保育や教育を進めていくための補助的なものでなくてはならない。当初は、方向性等をややリードするものであっても、指導の進行とともに、自らが問題解決を図れるようなバックアップを行うことが大切である。機関の抱える問題は多方面にわたっているが、対象機関の体制に即しながら、多角的・多面的な内容に対するコンサルテーションを行い、直接的な保育者や教師のみならず、機関内の他の職員の問題意識を高めることが必要である。なお、解決の糸口を作り、機関全体の障害児を含めた保育・教育機能を高めるためには、部分的な対応ではなく、問題を整理し、総合的なコンサルテーションに基づいた計画を作成することが重要である。

4) 早期教育相談活動について

早期教育相談は、今日、特別支援教育を支える重要な柱

とされ、養護学校等の緊急な課題となっているばかりでなく、大学等の研究機関や民間の治療機関、あるいは福祉サイドにおいても、その存在や役割について、時間が経過するにつれて脚光を浴び始めている。その点をも視野に入れつつ、今後の活動における重点的な事柄についてまとめると、以下のとおりである。

①養護学校間の連携の重要性

特殊教育諸学校における早期教育相談については、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月改訂)」や、「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」に明記され、以後、徐々に取り組み始めた学校が増加しているものの、校内体制の枠組み等、検討すべき課題もあり、実施に至っていない学校も多い。各校はそれぞれの実情を整理しながら、時代の要請に伴う展開に向けて準備を整えつつあると思われる。その際、すでに早期教育相談活動を実施し、実績を持っている学校は、必要に応じて情報を提供し、養護学校間の連絡を取りながら、互いに業務を協力出来るような相補的な体制づくりも検討していくことが必要であろう。

②特殊教育諸学校間の機能的な連携の重要性

盲学校及び聾学校においては、早期教育相談に関する歴史は古く、特殊教育諸学校における早期教育相談の先駆的な取り組みを行ってきた学校が多い。その点において、盲学校や聾学校の実践から学ぶところも多いと思われる。また、各地域における早期教育相談活動を実施していく場合、各特殊教育諸学校の早期教育相談活動が、それぞれの専門性を生かしながら、相談者(保護者や幼稚園・保育園・小学校等の関係者)が利用しやすく、しかも相談内容に即した充実した対応が受けられるようにすることも重要である。

これらのことから、今後、養護学校の早期教育相談活動は、盲学校や聾学校との連携のもとに、地域の実情を考慮した機能的な教育相談活動を創造していくことも必要であると考えられる。

③総合的な相談支援体制への積極的な参画

「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」の<乳児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備について>に述べられている事業は、平成13年度より、各都道府県の教育委員会を中心に、教育・保健・医療・福祉・労働等の専門家が相談支援チームを編成して、障害のある子供及びその保護者等に対して相談や支援を行う事業が進められている。

早期教育相談の対応は、教育サイドからの内容が多いが、もとより、教育相談は、その専門分野からのみの対応ですべて適切な対応が図られていくものではなく、保健・医療等の領域からの対応をも含めた中で、より望ましい相談が

実施されるものである。したがって、上記のような一貫した相談支援を、各種の専門機関と協力しながら行っていくことによって、一貫した相談支援体制の整備が、更に進められていくと思われる。その意味において、養護学校の早期教育相談活動は、これらの事業に可能な限り積極的に参画し、人的・物的等の豊かな資源を提供するとともに、他の専門領域とのタイアップを図りながら、子供や保護者、幼稚園や保育園、小・中学校等に対する具体的な支援を進めることも重要であると考えられる。

〔参考文献〕

- 1) Durand,V.M.(1990)Functional Communication training: An intervention program for severe behavior problems.New Yorks Guilford.
- 2) Koegel,R.L.,& Koegel,L.,K.(eds)Teaching Children with autism.Baktimore;PaulH.Brookes Co,1995
- 3) Albin.R.w.,Lueyshyn.J.M.,Homer.R.H.,& Flannery.K.B. (1996)Contextual fit for Behavioral Support plants:A model for"goodness of fit."In l.k.Koegel.R.K.Koegel.& G.Dunlap (Eds.),Positive behavioral support: Including people with difficult behavior in the community.PaulH Brookes,Baltimore, MD,81-98.
- 4) Maurice,C (ed) behavioral intervention for young children with autism,Proed,1996.
- 5) Horner.R.H. & Carr.E.G. (1997) BehaVioral support for students with severe disabilities:Functional assesment and comprehensive intervention.The Journal of Special Education, 31,84-104.
- 6) 平澤紀子、問題行動を減らすための機能的コミュニケーション訓練、応用行動分析入門、学苑社、1997.
- 7) O'Neill,R.E.,Honer<R.h.,Albin,R.W.,Sprague,J.R.,Storey> K.,& Newton,J.S. (1997) Functional assesment and program development for problem behavior : A practical handbook. Brooks/Cole/Belmont,CA.
- 8) 園山繁樹：障害幼児の統合保育をめぐる課題 一状況要因の分析一.特殊教育学研究,32(3),57-68.日本特殊教育学会,1997.
- 9) 文部省：盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部・高等部学習指導要領、1999。
- 10) 文部省初等中等教育局特殊教育課：特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議：特殊教育の改善・充実について－第1次報告、1997。
- 11) 無藤・園田、「日本語版幼児期の環境測定尺度」、お茶の水女子大学紀要、1999.
- 12) 文部省：盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、1999。
- 13) 大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、17、2000。
- 14) 文部科学省：乳幼児教育振興プログラム、
- 15) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議：21世紀の特殊教育の在り方について－一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について－、2001。
- 16) 国立久里浜養護学校：障害のある乳幼児に対する早期からの指導担当者等研究協議会事後集録、2002。
- 17) 大賀たえ子・坪井龍彦：「養護学校における早期教育相談に関する実践的研究」、国立久里浜養護学校教育実践研究報告、18、2001。
- 18) 小林重雄：発達臨床心理学、コレール社、2001。
- 19) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議：今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）、2002。
- 20) 大賀たえ子：「養護学校における早期教育相談の果たす役割に関する一考察 一機関訪問相談の総合的な教育的支援プログラムの開発について①」、国立久里浜養護学校重度・重複障害教育実践研究協議会資料、2003。

<資料1>

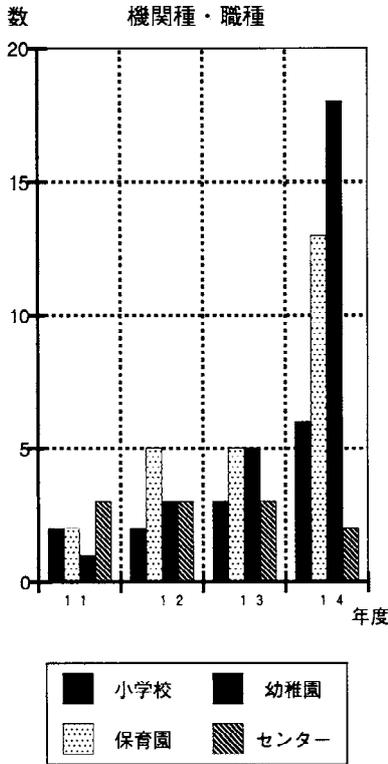
早期教育相談室の概要

1. 早期教育相談室設置期日：平成11年4月1日
2. 対象：主として障害のある幼児児童及び養育上の悩み等を抱える保護者、障害児の保育・教育等を行う機関
3. 相談・指導内容
 - (1) 発達に関すること
 - (2) 人や物とのかかわりに関すること
 - (3) コミュニケーションに関すること
 - (4) 遊びに関すること
 - (5) 行動に関すること
 - (6) 食事・排せつ・着脱等に関すること
 - (7) 子育てに関すること
 - (8) 指導内容・方法に関すること
 - (9) 就園、就学にかかわる情報提供に関すること 等
4. 相談・指導の形態
 - (1) 来室相談及び指導：主訴に基づいた子供への指導、主訴に基づいた保護者への援助、主訴に基づいた教師等への助言
 - (2) 訪問相談及び指導：家庭を訪問し、子供への個別指導及び保護者への援助、幼稚園・保育所、学校等を訪問しての要請に応じた相談・指導・助言
 - (3) 電話相談：保護者や機関に対し、主訴に基づいた援助・助言等
 - (4) 手紙・インターネット相談：保護者や機関に対し、主訴に基づいた援助・助言等
5. 相談体制：2名の専任教諭、教諭・寄宿舍指導員・看護師・養護教諭・栄養士による放課後支援
6. 相談日・時間：月～金曜日の9時～17時

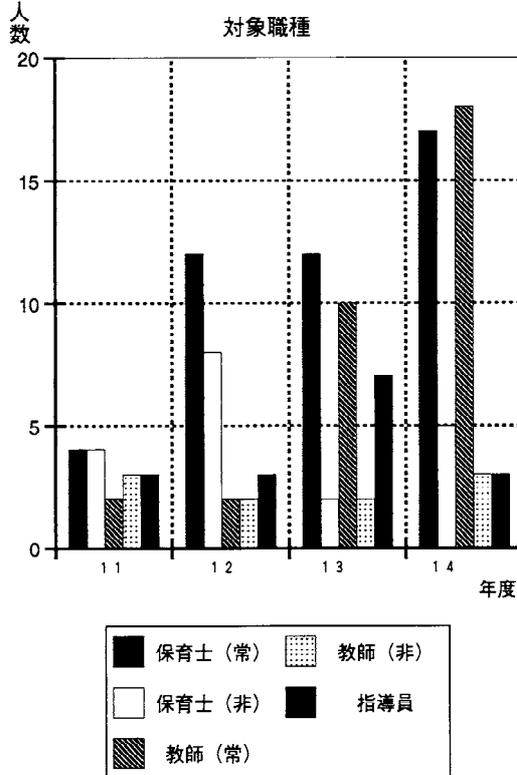
<資料2>

平成11年度～14年度の機関訪問相談活動の推移

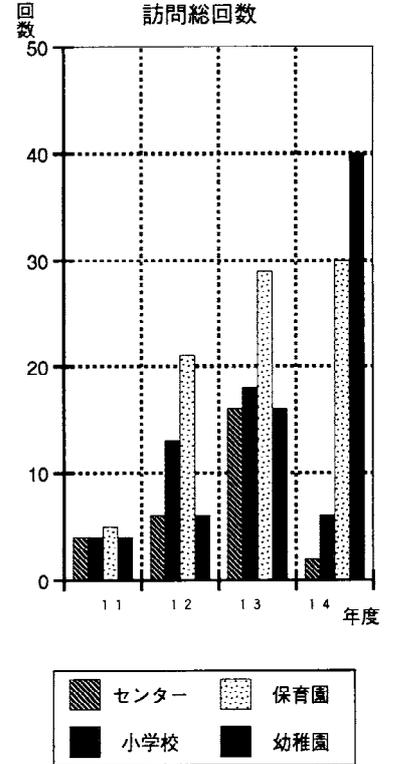
2-1 機関種・機関数



2-2 対象職種



2-3 訪問総回数



2-4 対象児の障害の種類・障害児数

